

(別添)

「平成29年度独立行政法人国際観光振興機構調達等合理化計画」に関する取組状況及び評価等

○重点的に取り組む分野

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容 目標の達成状況	取組効果	明らかとなった課題	事項評価	今後の対応
(1)訪日プロモーション事業の企画競争の要件審査の充実及び迅速化並びに計画的な事業実施 ・訪日プロモーション事業については、平成28年度に比べて当初予算額が増加したこと、平成28年度補正予算の執行を繰越したものがあつたこと等から、事業を迅速かつ確に進める必要があるため、引き続き企画競争の要件審査に係るチェックリストを作成し企画書等と合わせて提出を受けることにより要件審査の充実及び迅速化を図り、一層計画的な事業の実施を図る。 ・チェックリストについては、応募者による確認作業が過度な事務負担とならないよう留意しつつ、確認の際の注意点等について周知を行い、効率的かつ効果的な活用を図る。 【指標：チェックリストにより要件審査を実施した件数】	・チェックリストがより実効性のあるものとなるよう、当機構において項目の見直し等を行った。 ・応募者が要件審査に係るチェックリストを記入・確認した上で、企画提案書と合わせて提出させた。 ・提出されたチェックリストに不備がないか当機構の事業担当者で確認したうえで、審査員が企画提案書の審査を行った。 ・以上のことから、要件審査の充実・迅速化が図られた。 【チェックリストにより要件審査を実施した件数：120件】	・応募者により事前に要件確認が行われたこと、要件毎に企画提案書の該当ページが記載されていることにより、効率的かつ迅速な要件審査に役立った。 ・必須要件を満たさない案件については、審査員による審査を待たずに失格の判断が可能となり、企画提案書の審査の効率化につながった。 ・これらにより、繰越事業を含む訪日プロモーション事業の計画的かつ確実な事業実施につながった。	・企画提案の内容が優れていたが要件不備のため失格となったケースや、一者応募の案件で応募者が要件不備のため失格となり再公示を行ったケースがあり、これらの失格理由は参考見積りも計算誤りによるものが比較的多かった。 (失格者には文書により不備の内容を通知した。)	・チェックリストの活用については、応募者から特段の質問や苦情等が寄せられることなく運用が進み、審査の充実と迅速化が図られたこと、訪日プロモーション事業の計画的かつ確実な実施につながったことから、計画に記載した内容を達成した。	・訪日プロモーション事業を円滑かつ計画的に実施していくため、チェックリストの活用による要件審査の充実及び迅速化について、下記に留意しつつ、引き続き重点的に取り組む分野として実施していく。 ①応募者による確認作業が過度な事務負担とならないよう、要件チェックリストの項目数は必要最小限に止める。 ②失格理由の傾向等を踏まえ、確認の際の注意点等について周知を行う。
(2)訪日プロモーション事業における総合評価落札方式の適切な運用・実施 ・訪日プロモーション事業においては企画要素が重要な事業について企画競争方式により調達を行っているが、一層の競争性の向上を図るため、価格要素を加味する総合評価落札方式について、事務コストの観点等も考慮しつつ導入の検討を行い、適当な事業を選定のうえ適切に運用・実施を図る。 【指標：総合評価落札方式による調達件数】	・総合評価落札方式の実施に関する関係規程を整備し、適切な運用を行った。 【総合評価落札方式による調達件数：3件】	・総合評価落札方式の実施により、競争性が向上し、過去の類似の調達案件と比較して複数応札となった案件も見られた。	・訪日プロモーション事業については更なる高度化が求められており、その内容は応募者からの企画提案に頼らざるを得ないという特殊性等から、契約方式(調達方法)の選定に時間を要した。	・訪日プロモーション事業については、総合評価落札方式を3件実施し、一層の競争性の向上が図られたことで、計画に記載した内容を達成した。	・一層の競争性の向上を図るため、訪日プロモーション事業の特殊性にも留意した上で、総合評価落札方式による調達が適当な事業を選定し、引き続き適切に運用・実施する。
(3)企画競争の一者応募の見直し ・企画競争の一者応募については、平成28年度のアンケート調査から、企業側の理由(業務量の多寡、技術力等)が7割以上であることが判明したが、一部意見には、企画提案書の提出期限及び公示期間等を長く設定することにより改善が期待できるものもあつたことから、引き続き企画書の要件審査の迅速化に取り組む。 ・一者応募の見直しについて、当機構の取組により改善できる余地が無い検討するため、企画競争説明書を受け取りながら企画競争に参加しなかった事業者に対してアンケート調査を行い、要因分析し対応策を検討する。 【指標：一者応募のアンケート件数】	・チェックリストの活用により、要件審査の迅速化を図り、企画提案書の提出期間の確保に努めた。 ・競争性のある契約182件(うち企画競争120件)中、一者応募は27件(うち企画競争23件)であり、企画競争における一者応募の割合(19%)は前年度(21%)に比べて減少した。 ・企画競争における一者応募の案件について、企画競争説明書を受け取ったが企画競争に参加しなかった事業者(371者)に対して複数選択型のアンケート調査を行い、136者から回答(221意見)があつた。(前年度は51者から回答(70意見)) 【一者応募のアンケート件数：371件】	・アンケート調査の結果、企画提案書を提出しなかった理由の約5割(106意見)が「自社の都合」及び「仕様の内容が自社では履行困難」となっており、事業者側の経営判断によるものが多いことが明らかとなった。 ・また、「公示期間に余裕がなかった」及び「企画提案書の提出期限に余裕がなかった」とする意見が、66意見(全体の30%)あり、前年度(10意見(全体の14%))に比べて増加した。	・アンケート結果のうち、「公示期間に余裕がなかった」及び「企画提案書の提出期限に余裕がなかった」とする意見が前年度に比べて増加しており、当機構の取り組みにより改善できる余地があることが明らかとなった。	・アンケート結果の分析により、例年同様、一者応募の要因は事業者側の経営判断によるものが多いことが明らかとなった。また、当機構の取り組みにより改善できる余地があることも明らかとなった。 ・このように、一者応募の要因が明らかとなり、企画競争における一者応募の割合は着実に減少していることから、計画に記載した内容を達成した。	・企画競争における一者応募の割合は着実に減少しているものの、依然として企画競争の約2割は一者応募となっており、一者応募の要因を分析し当機構における改善策を検討する必要があるため、アンケート調査については引き続き重点分野として実施する。 ・企画競争の公示期間、応募者の準備期間等の十分な確保のほか、発注時期の見直しなども検討し、広く参入を促し、一者応募の改善に関する取り組みに努める。

○継続的な取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容 目標の達成状況	取組効果	明らかとなった課題	事項評価	今後の対応
(1)障害者就労施設等からの優先調達 ・障害者就労施設等からの物品等の調達について、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年4月23日閣議決定)」に基づき、引き続き確実かつ積極的に推進する。 【指標：障害者就労施設等からの調達件数】	・経営管理部財務グループにおいて調達可能な物品等を周知するとともに、障害者就労施設等からの調達を積極的に活用することの徹底を図った。 ・平成29年度調達実績は19件、1,663千円(前年度：12件、1,120千円)であり、件数・金額ともに増加した。 【障害者就労施設等からの調達件数：19件】	・平成28年度までに調達したクリーニング、ゴム印、名刺作成やインクカートリッジの調達に加えて、平成29年度は新たに救護用ベッドを調達した。	・前金払による受注しか取り扱えない施設があり、当機構から発注できない事例があつた。 ・障害者就労施設等からの調達については、仕様書の明確化のほか、準備期間や納期に十分に考慮する必要がある。	・平成29年度は、平成28年度に引き続き、調達品目、件数、金額とも前年度と比べて拡大したことから、計画に記載した内容を達成した。	・「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年4月23日閣議決定)」を踏まえ、調達可能な物品等を周知したことで調達件数・金額が拡大している。今後も積極的に取り組む必要性から、継続的に取り組む分野として実施していく。
(2)ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の実施 ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について(依頼)」(平成28年3月25日付け府共第262号内閣府男女共同参画局長通知)及び「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図る。 【指標：評価する項目の設定等取組状況】	・平成29年度は、総合評価落札方式3件、企画競争120件の全調達案件でワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取り組みを実施。 【評価する項目の設定等取組状況：123件】	・ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を推進することにより、ワーク・ライフ・バランスに関する意識が高まったと思われる。	-	・評価対象の全調達案件において、取り組みを実施した。	・引き続き、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を推進する。 ・なお、評価対象の全調達案件において取り組んでおり、確実な運用が行われているため、平成30年度の調達等合理化計画には記載しないこととする。

○調達に関するガバナンスの徹底

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容 目標の達成状況	取組効果	明らかとなった課題	事項評価	今後の対応
(1)新たな随意契約に関する内部統制の確立 ・競争性のない随意契約等を新たに締結した案件については、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の確認の観点から、引き続き監査室による独立した立場からの点検を受けることとする。	・競争性のない随意契約として新たに締結した34件について、監査室の点検を受けた。	・独立した立場である監査室の点検により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性について確認ができた。	-	・計画に記載した内容を達成した。	・引き続き、監査室による点検を実施する。
(2)職員のスキルアップ ・訪日プロモーション事業等の調達業務については、人材育成が極めて重要であることから、平成29年度は新設海外事務所職員や本部への新規転入職員に対して様々な機会を捉えて研修等を行い、職員のスキルアップを図る。	・調達業務の人材育成を図るため、デリー事務所の職員に対する研修を実施した。 ・海外赴任予定者に対しても赴任前研修の中で適正な契約事務手続き等について研修を実施したほか、赴任後には必要に応じ本部会計担当者から会計事務手続きに関する注意事項などの周知した。 ・会計実務担当の更なる習熟度を高めるために、赴任前研修では過去に海外事務所の処理において散見された誤認・誤謬等事案について特に重点を置いた内容となるよう充実を図り、職員のスキルアップを図った。	・調達業務に係る研修や本部担当者による会計事務手続きに関する注意事項などの周知を通じて、調達業務の重要性が認識され、適正な調達業務の遂行に寄与している。	・本部や海外事務所に新規転入職員が配置される状況が続いているところであり、引き続き、本部や海外事務所の職員のスキルアップを図る必要がある。	・計画に記載した内容を達成した。	・本部や海外事務所の職員に対して、引き続き、様々な機会を捉えて研修等を実施し、職員のスキルアップを図る。

○全体の自己評価

平成29年度独立行政法人国際観光振興機構調達等合理化計画について、取組内容及び取組効果を検証した結果、公正性・透明性を確保しつつ調達の合理化に寄与するものとなったことから、その目的を達成したと認められる。引き続き、PDCAサイクルにより、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むこととし、平成29年度の自己評価において明らかになった課題については、平成30年度の調達等合理化計画に反映させ、改善に向けて取り組んでいく。